

平成 1 8 年 6 月
勝浦市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 1 8 年 6 月 9 日

○出席議員 22人

1 番 土 屋 元 君	2 番 佐 藤 啓 史 君	3 番 平 岡 誠一郎 君
4 番 渡 辺 伊三郎 君	5 番 松 崎 栄 二 君	6 番 刈 込 欣 一 君
7 番 末 吉 定 夫 君	8 番 黒 川 民 雄 君	9 番 渡 辺 玄 正 君
10 番 寺 尾 重 雄 君	11 番 高 橋 秀 男 君	12 番 板 橋 甫 君
13 番 丸 昭 君	14 番 八 代 一 雄 君	15 番 児 安 利 之 君
16 番 渡 辺 利 夫 君	17 番 佐 藤 浩 寿 君	18 番 滝 口 敏 夫 君
19 番 伊 丹 富 夫 君	20 番 水 野 正 美 君	21 番 岩 瀬 義 信 君
22 番 深 井 義 典 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	助 役 杉 本 栄 君
収 入 役 江 沢 始 一 君	教 育 長 松 本 昭 男 君
総 務 課 長 西 川 幸 男 君	企 画 課 長 藤 江 信 義 君
財 政 課 長 関 重 夫 君	課 税 課 長 乾 康 信 君
収 納 課 長 鈴 木 克 巳 君	市 民 課 長 滝 本 幸 三 君
介護健康課長 関 修 君	環境防災課長 田 原 彰 君
清掃センター所長 酒 井 正 広 君	都市建設課長 三 上 鉄 夫 君
農林水産課長 岩 瀬 章 君	観光商工課長 守 沢 孝 彦 君
福祉事務所長 小 柴 章 夫 君	水 道 課 長 藤 平 光 雄 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 主 幹 渡 辺 宗 七 君
社会教育課長 佐 藤 光 男 君	学 校 給 食 共 同 中 村 一 夫 君
	調 理 場 所 長
農 業 委 員 会 酒 井 明 君	勝浦診療所事務長 黒 川 義 治 君
事 務 局 長	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 川 又 昌 昶 君	議 事 係 長 目 羅 洋 美 君
-------------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第 4 号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第36号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 勝浦市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 勝浦市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について

議案第39号 勝浦市国民保護協議会条例の制定について

議案第40号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第41号 市道路線の認定及び廃止について

議案第42号 平成18年度勝浦市一般会計補正予算

議案第43号 平成18年度勝浦市老人保健特別会計補正予算

議案第44号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第45号 平成18年度勝浦市水道事業会計補正予算

第2 請願・陳情の委員会付託

請願第1号 「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」提出を求める請願

請願第2号 「国における平成19年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める請願

請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める請願

請願第4号 「米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める意見書」の提出を求める請願

陳情第4号 一般林政の具体的施策の実施及び地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な推進を求める意見書の提出に関する陳情

第3 休会の件

開 議

平成18年6月9日（金） 午前10時00分開議

○議長（水野正美君）ただいま出席議員は21人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（水野正美君）日程第1、議案を上程いたします。

議案第36号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議

案第37号 勝浦市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号 勝浦市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、議案第39号 勝浦市国民保護協議会条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。本案につきましては既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君）まず、議案第36号でお尋ねをします。今回のこの提案は、私の理解では、一言で言えば、今まであった休憩、休息时间、つまり休息は午前15分、これは給与の範囲内です。休憩は45分。今までそういう形だったのを休憩時間として一本化したと、こういう理解でよろしいのかどうか、その点まず第一に聞きたい。

今までの休憩と休息を分けていたときの職員の勤務形態と、この条例が通った暁の勤務形態の変化、勤務時間も含めてどういうふうになるのかお尋ねをしたい。これが2点目。

3点目は、市長提案では人事院規則の一部改正だと、このような趣旨で出されておりますが、今までこういう職員の勤務状況、勤務形態、あるいは賃金、あるいは労働条件、あるいは職員の給料表等については一貫して勝浦市の姿勢としては、千葉県職員の条件に準ずると。つまり、職員側からすれば職員の条件なんだけれども、執行部側からすれば千葉県のそういう諸規定に準ずるという形でやってきました。それが一つの大きな理由でありますし、近隣の市町村の状況を勘案しながらやるというのが今まで一貫した姿勢であります。

もちろん、今回提案するに当たっては立派な労働条件の変更でありますから、対応する職員組合に対しては事前にその折衝がなされていると私は思いますけれども、そういう中で出てきたということは、一応、職員組合としたってやむを得ず、極めて消極的にこのことをのんだのではないかなというような気がしてるんですけれども、その点も念のために3点目、お尋ねをしておきたい。

そういう姿勢を今までとっておきながら、私の調査では、きのうの時点で今回提案されたこの勤務時間、休暇等に関する条例の一部変更は、国の人事院規則の一部改正に基づくものとはいえ、県下トップだ。どこもまだやってないということが、私の調査の限りでは明らかであります。特に千葉県を問い合わせてみると、具体的方向はまだ特段出していないし、対応する県職員組合に対してもそのことは申し入れもないということであります。いろいろ状況を探てみると、他市その他では早くて9月ごろまでに何とかまとめて10月実施、あるいは来年4月、新年度から実施、こういうのが今、県下の大方の状況になっているのではないかと状況判断であります。

そういうふうに見てきますと、今までとっていた勝浦市の職員の待遇に対する姿勢が、ここへ来て突如、県下トップで、どこもまだそういう状況になっていないのにやるということの特別な理由があるのか。私は基本的には、この休憩、休息というのは本質的に有給である休息、拘束されている休息と、拘束されない休憩との基本的な違いの中で、長年やってきている労働条件が変更されるというのは重大な労働条件の変更であります。皆さんだって市の職員として採用されたときには初任給はこれだけ、そして労働条件はこういう労働条件というもとで労使の契約がなされているわけですから、その重大な変更でありますから、労使はあくまでも契約ですから。だから、そういう点については何だということをお尋ねをしたい。

もう少し述べさせてもらおうと、今、世間では公務員が目のかたきになっている。公務員労働者。

テレビをひねれば、新聞を見れば、公務員が全体として不正を行い、からくりをやり、怠けて、高禄をはんで、そしてむだ遣いをしてという、そういうイメージが植えつけられている。確かにそういう幾つかの問題はあります。私はそれをないとは言わない。そういう点を否定しない。しかし、大部分の公務員労働者は、自治体労働者であれば地域の発展のために、その他の労働者ならば、それなりの公務員としての自覚に基づく仕事をやってるわけです。そして、家へ帰れば女房もいれば子供もいる。生活をしていく。その生活の糧として給料をもらっている、これは一般の人と何らか変わるものではない。

だから、そういう点で、培ったというか権利は権利として正当に評価する、むやみやたらにそれを行革という名のもとに削り込む、本当に生活にかかわる問題まで削り込む、これはおかしい。きちっと払うものは払って、きちっと公務員としての自覚に立って、国民や市民に奉仕する、そういう立場をぜひ職員にはとってもらいたいんだけど、それをつかさどっている市の幹部の諸侯は、そういう立場でぜひやってもらいたいものだというふうに思うのだが、その点もあわせてお尋ねをしておきたい。

乳幼児は特にいいですけども、議案第38号 勝浦市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、議案第39号 勝浦市国民保護協議会条例の制定について、私はこれは非常に大きな問題をはらんでいる新たな条例の制定の提案だと思っています。

武力攻撃事態法、国民保護法というのが出てきたわけですけど、何といっても否定できないのが、武力攻撃事態法が大もとであります。その法第22条に3つ出されている。国民の生命、身体、財産の保護、国民生活、国民経済の影響を最小限にする措置、これが武力攻撃事態法の中での一つの大きな目的になっている。それが国民保護法によって保障している。米軍の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置、これが米軍支援法として別枠でそれをフォローしている。3点目は、自衛隊の行動を円滑かつ効果的に実施するための措置として自衛隊法が今回改正された。その3つが支えになって武力攻撃事態法を機能させていこうと、こういうイメージです。

そうなってくると、その中の一つである武力攻撃事態法の法第22条に基づく国民保護法、それが今度は県とか市町村に条例をつくれと、義務化をされて、そういうふうにして出てきたんだらうと思います。否も応もなく義務として法で定められましたから、好むと好まざるとにかかわらず、市町村や県は条例をつくらざるを得ない、そういうことだと思うのですが、今度出されてきた条例がそういう解釈でいいのか、背景はそういうことでいいのか、第1点目にそれをお聞きしたい。

去年の3月に政府が地方自治体での計画づくりを推進するためということで、国民の保護に関する基本指針というものをつくりました。その中で、国民保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするということを出してきたのをご存じだと思うのだが、条例をつくる上でいろいろ勉強していると思うから、それが出てきたのが、何を自治体は留意すべきかという文言の中に、国民保護法に基づく保護条例をつくる上で留意するのは、1つとして着上陸侵攻の場合、これはかつて第2次世界大戦で日本国土でどこが着上陸作戦の目に遭ったかかということ。沖縄だけです。沖縄が米軍が実際に上陸してきてやられちゃったということ。そういうことです、言い換えれば、着上陸侵攻というのは、2番目に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合。3番目に弾道ミサイル攻撃の場合。4番目に、航空攻撃の場合、こういうことです。

外部から万が一の不当な侵略があった場合や大震災や大規模災害のときに、政府や地方自治体

が国民の保護に当たらなければならないというのは当然のことだと私も思います。だけど、今度出されている保護法というのは、我々も早くつくることを要望し、執行部もそれを急いでいる地域防災計画とは基本的に話が違うんですよ、この保護条例というのは。大震災や大規模災害とか、そういうものは説明ではごまかしで、これらが起こったらどうするんだと。だから、国民保護するんだと。真っ赤な偽りなのです、ペテンなのです。今言ったように、外国の軍隊が上陸してくる、特殊部隊の攻撃。弾道ミサイルで攻撃される。航空攻撃、飛行機でミサイルを打ち込まれる。どうそれに対応して保護するかという国民保護法の趣旨。

だから、有事法制において国民保護計画、災害救助において住民避難計画、これは今言ったように根本的に違う。権限からいっても、地域防災計画というのは市長権限で発動するんです。だけど、国民保護計画というのは国の権限なんです、あくまでも。県知事やあるいは市長は、その通知を受けて、極めて限定的な権限までいかない部分的なフォローをさせられざるを得ないというのがこういうことなんです。私はそういうふうに理解するのだが、提案者はどうなのか。その点、2点目にお伺いします。

この2つの条例は、ひな型ができていて、大体がスタンダードなひな型に基づいて出されていると思うんです。条文を読んでみても、何ら特殊な、勝浦市の市民を保護する上で、どうなのかということについての観点は恐らくないだろう。ひな型があって、基本的には全国共通のものだというふうに私は理解するんです。というのは、あの東京の横田基地があったり、横須賀に空母がいたり、あるいは敦賀とか原子力発電の発電所がいっぱいある地域と、勝浦で強いていえば、電波追跡所です。だけど、それだって、別に軍事的にどうってことはない。きのうも一般質問にあったが、勝浦は第1次産業を基本としている片田舎です。ここが敵にとってといいますか、相手側にとって重要な施設があるところとくそみそ一緒に、何もかも同じでこんなものをつくるということはどういうことなのか。勝浦市に向けてミサイルが飛ぶのか。あるいは、勝浦市に向けて敵の空爆があるのか、こういうことです。だから、この間、とんでもないことが起こった、あれは富浦でした。小学生まで動員して、ゲリラが来たから逃げる訓練だなんて、とんでもないことが起きた。そういう意味では、私はこの2つについては否定的な立場ですが、しかし、仮に、もしつくるとしても、勝浦市の実情に合ったそういうものの条例にしていかなきゃならんと私は思うんだが、その点についてどういうふうにお考えか。以上をお答えいただきたい。以上です。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君）それでは、職員の勤務時間、休暇等に関する条例に関連してお答えを申し上げます。

まず、休憩、休息時間の一本化の関係であります。公務員の勤務時間制度につきましては、昭和24年に職員の休憩とか、あるいはリフレッシュについての、いわゆる休憩時間、これは議員ご指摘の給与の対象外の時間になりますが、それと休息時間については給与の対象の時間でありまうけれども、その制度が設けられてきました。しかしながら、民間企業の通常の勤務形態では、休息時間に相当する制度がほとんど普及していないということがあります。今般、このような状況を受けまして、休息時間を廃止し休憩時間で一本化するための改正を行うという内容であります。

2点目の従来の勤務時間との変更であります。本庁を基本にお答えしますと、基本的には現

在、8時半から12時までの勤務時間、12時から12時15分までが休憩時間、12時15分から1時までが休憩時間、午後1時から3時までが勤務時間、3時から3時15分までが休息、3時15分から5時15分までが勤務時間ということで、1日8時間の勤務時間を持つ中で45分の休憩時間を割り振っております。これが今回の改正によりまして、8時半から12時までが勤務時間、12時から1時までが休憩時間、1時から5時30分までが勤務時間となります。

1日の勤務時間を8時間、週40時間を基本としておりますので、今回、お昼休みといいますか、休憩時間を1時間とるということになりますと、午前中は8時半から12時までの3時間30分の勤務時間ですので、午後には4時間30分の勤務時間が必要であります。よって、1時から5時30分までを勤務時間とするという基本的な考え方であります。窓口が今、5時15分まで開いておりますが、それが5時半まで延びるという内容でございます。

3点目の従来、給与等については、県に準じてということで基本的にはやってきております。今回につきましても、人事院規則が改正され、その規則については18年7月1日から施行であります。これらを受けまして、県の方から通知が来たわけではありますが、私どもも今回の勤務時間、休憩等に関しましては、議員ご指摘のように勤務条件の変更といいますか、組合との交渉が必要だというふうに考えまして、5月に職員組合に対しまして休憩、休息の関係の協議をさせていただきました。組合の中でもいろいろな職場から意見として20項目ぐらい出たというふうに承っておりますが、結論は組合が根本的な活動の理念である住民福祉の向上の上から休憩時間1時間、17時30分までの勤務時間が適当と考えるというような組合からの意見をいただきました。組合から、今回の提案に沿った形で組合の理解をいただいたというふうにとらえております。そのことから、今回の6月議会の提案という形にさせていただきました。

議員ご指摘のように、確かに県等については組合の協議等の要因があるようではありますが、今回の6月議会への提案は見送り、今のところ、9月議会に提案、10月1日施行というような予定というふうに伺っております。他市の状況等についても、幾つか確認をさせていただきました。県内では、確かに近隣のいすみ市あるいは大多喜、御宿等についてはうちの方と同じように6月議会提案の7月1日施行というふうに準備をしているというふうに伺っておりますが、確かに県内の市については組合との協議等がまとまらないところについては、9月あるいは12月というふうになるように伺っております。

組合の方にお話ししましたが、今回の勤務時間の改正の中には、休憩時間を60分とした上での5時半までの開庁時間の延長、組合が理解いただいたのも、住民側の市を利用する立場からすれば、住民の利便的なものを考えれば、窓口の開庁時間延長は望ましいわけでありまして、今回の改正の中に、育児あるいは介護を行う職員の早出・遅出勤務の対象範囲の拡大もあわせて行っております。内容的には、児童福祉法に基づきます学童保育施設に託児している小学生の子を迎えにいく職員についても、早出・遅出の対象に加えるというような内容が今回加わっております。それらを総体的に考えていただいた上で、今回の6月議会の提案というふうにさせていただきました。

この勤務時間とかあるいは休暇、そういうものについては、議員ご指摘のように、職員の権利といいますか、給与と勤務条件というのが2つの柱でありますので、市につきましても、この改正等については従来から組合の方に事前に十分協議をしているつもりでありますし、今後につきましてもそのような形は崩さないでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、田原環境防災課長。

○環境防災課長（田原 彰君）議案第38号と議案第39号に関連したご質問、3点でございますが、お答え申し上げます。

国民保護法につきましては、基本的に日本の外からの攻撃に対する国民の保護を目的とするということが大きなテーマであります。先ほど議員、第1問で国民保護法で条例の義務化がされているということですが、その前提として武力攻撃事態法がもとになっているということでございます。自衛隊法、支援法等含めて関連法案というふうな認識ではおります。

この条例の義務化ということでございますけども、これは国民保護と申し上げますが、正式には武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律ということで、ご指摘のとおり、16年の6月に成立した法律でございます。この法律の31条に基づきまして、地方自治体についても条例化により国民保護に努めるということで、今回、条例を提案させていただきました。

なお、今回の条例2つにつきましては、1つは、具体的対策を行う国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置の条例、もう一本は、国民に対する保護措置を行うための勝浦市の国民保護計画を作成するための諮問機関としての協議会を設置する条例ということで、この2本が関連の条例ということで、今回上程させていただきました。

それと、国が示された基本指針の中で留意事項ということで4項目、これは攻撃の種類と申しますか、基本的にこの4パターンを国が示しております。着上陸侵攻、あるいはゲリラ、特殊部隊の攻撃、弾道ミサイル、航空攻撃ということでございますが、今、経済もそうですし、いろんな動きも、グローバル化といいますか、国際化されているという中で、地域間の紛争はもとより、経済紛争あるいは国家間の紛争、民族間の対立、あるいは宗教的な対立というようなことでたくさんの紛争、戦闘状態があるのは、皆さん、ご承知のとおりというふうに思います。

それが日本に来るかどうかということは、我々のレベルではとてもうかがい知れませんが、少なくとも過去に日本においては近隣国からミサイルを発射されたという事態もありますし、日本海における不審船の銃撃戦等もございます。そういう不安も一方ではあるわけでございます。そういう中で、今回の国民保護法というものが出てきたのだろうというふうに理解しております。

なお、2点目の地域防災計画と国民保護法の基本的に異なる点ということでございますが、これはご指摘のとおりでございます。防災計画につきましては、指示権限は首長にございます。国民保護法については、基本的にこういう武力攻撃事態に至った場合に内閣総理大臣が閣議を開きまして、閣議の決定で、これは武力攻撃がある地域であるという指定がされます。国の指定が県におき、県が市町村に通知をするというような基本的な流れになっております。

この国民保護の措置の権限は国にあるということで、基本的な経費は国で持つということにもなっておりますけれども、地域防災計画と国民保護法の大きな違いは、今申し上げた点にあるという理解でございます。

続いて、市の実情に合った条例化をというお話でございますが、これは全国の市町村に対応する法措置でございますので、どこに起きるかわからないということからすれば、このひな型と言われる条例化を基本にすべきということでございまして、今後、各自治体、特に勝浦市でもそうですが、地域の国民保護計画を本年度策定していくわけでございますが、そういう中で地域の実情等を取り込んだ計画を策定してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君）休憩、休息の方ですけど、住民要求を満たしていくというのは大事ですよ。

5時半、6時、あるいは休日にも駅前ですべてやってくれとか、諸証明類とか、それはそれでやっていくべきですね。ただ、それが職員にしわ寄せしてそれを行うというのは、本末転倒ですよ。それはそれとして、別建てで対処していくというのが筋じゃないですか。それが1つ。

もう一つは、結局、給与の対象内の休息を15分、15分、30分削って、実質的な賃金の切り下げですよ。例えば、1時間単価 3,000円の人が30分削られれば 1,500円損するわけです。2,000円単価の人だったら 1,000円損しちゃう、こういう実質的な賃金の切り下げがいろんな形で、ごじごじやりながら、ここ一貫してやってきてるでしょう。私は、そういうやり方はおかしいというふうに思っています。

民間にはそういう休憩、休息の制度はなじまないで、ずっとそういうことはなかったと、公務員のみだったというんだけど、民間だって、昔からの植木屋の職人さん、あるいは大工さん、あるいはその他一般的な職人さんとか、あるいは自営業、うちも魚屋でしたが、そこはみんな10時になれば、お茶にしばよといってお茶飲んで、お茶菓子食べて、それが休息なんですよ。それがしかも1日の労働の励みになるわけです。能率が逆に上がるわけです。だから、午後3時になれば、お茶だよというんで、いい物食ううちもあれば、梅干し1つのところもあるけれども、それが日本の長年培ってきた労働慣行でしょう。だから、そういう点からすれば、私は休憩と休息、基本的に有給の休息と無給の休憩との組み合わせによってやっていくべきだというふうに考えます。

もし、そういうふうに休息をとってしまうということなら、私はたばこをやめたから、たばこを吸う人の肩をあんまり持ちたくないんだけど、しかし、吸う人は吸う人の権利があるわけ。4階にリフレッシュルームがありますよ。だけど、1階ないし地階にはない。どこにあるかといったら、これから夏になるから暖かくていいかもしれないけど、吹きっさらしの中で、裏玄関のところでみんなやってるでしょう。だったら、労働条件としてそういうリフレッシュルームならルームを、例えば地下のある場所につくってあげるとか、そういう対応する手段があって初めて休息とっちゃうとか、そういうことになるんであって、片手落ちじゃないか。例えばの話ですよ、今の喫煙の問題は。

そういうことで、私は職員に対して接すべきではないか。そのことが、むしろ逆に、たった15分、午前、午後合わせて30分の有給を外してどれだけお金を倅約したかわからないけれども、まさに、もう一面、休息をとることによって、その後の、それこそリフレッシュして、その後の仕事の能率が上がるということは、昔から職人さんや自営業の人たちを中心にしてやられてきた慣行だと私は思います。そういう点について、もう一度、基本的にはそういうことではないというふうに思うんだが、見解をお願いしたい。

保護法は、基本的に、先ほど質問したことについて法文解釈とか成り立つ根拠とか一致しました。それはそれでいいんだけど、いつどこに起こるかかわからないって、なぜ、自治体に条例までつくらせて義務化するんだ。その目的は何だということなんです。提案者はどう思いますか。国が防衛する仕事なんだから、国が法律つくって、あるいは政令とかその他によってやればいいじゃないですか、国の権限のもとに。何で全国の地方自治体、しかも市町村にまで条例までつくらせて、そのことをやるかといったら、私に言わせれば、一朝、もし事があったときには、全部動員かける。地方自治体の病院とか機関、そういうものを四の五の言わせないで、全

部、自衛隊という名の軍隊がそれを一時接收をする、あるいはそこを利用して、その軍事作戦をどう積極的にスムーズに遂行していくか、そのことを今から保障していくと、あるいは米軍がと置きかえてもいいですけど、そういうことなんですよ。

だから、ここに基本指針で、国民保護措置の実施に当たって、地方自治体が計画づくりの上で留意すべきことは何だといったら、4つですよ。あくまでも軍事の話だから。くどいようだけど、着上陸侵攻、ゲリラの特殊部隊、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃。自治体がそのことを留意しながら条例つくるといったって、もし本当にそれがあったときに、市長を先頭に鉄かぶとかぶって、どういうふうに対応するんですか。

私は、それよりも今一番必要なのは、あした来るかもわからない、今夜来るかもわからない、あるいは10年後に来るかもわからないという大津波や地震や風水害や、そういうものに対する地域防災計画、これ、今、作成中でしょう。私の去年の一般質問に対しても、前任者と今の担当課長なんかも答えてるけれども、まだそれが対応する上で進んでないでしょう、細かいことにわたっては。それぞれの各自治会、各区、そこでの避難経路、例えば、私があのとき提起したのは、浜勝浦で自主的に遠見岬神社に上がる避難経路をどういうふうに経路としてつくっていかうか。きのうも話が出ていたけれども、あの新屋敷の通路のところの途中に、また右に山に上がる道があるんですけど、それは道路として名目的にあるが、実質は草ぼうぼうで入っていけない。そこを整備すれば、すぐ遠見岬神社の裏山に抜ける道路になるんだけど、というようなことを真剣に地域では考えている自治会もあれば、まだそこまでいってない自治会もある。それを行政のフォローによって、そういうものを一日も早くつくり上げて、一朝事があったときに、それで対応していく。

あるいは、私の住んでる地域では、避難場所は勝浦中学校の上だと、あるいは市役所の上だと。その場合に、私の自治会の上本町第4部という自治会の実情を見たら、1人でつえなしで歩いていけるのと歩いていけない人を数えたら、驚くなかれ、半々ぐらいです。つえでもやっと、ひとり暮らしで車いすが1人いますが、それをどうするのかというところまで、全部自治体の責任とは言いません。だけど、それをフォローするためにどうするのかというところを、私はそういう地域防災計画こそ今、早急に、一日も早く、総力を挙げてつくるべきである。国がつくれといったから、全国おしなべてひな型で、いつどこに来るかわからないから同じでいいなんて、原子力発電所が林立している県と、あるいは米軍基地がいっぱい存在する県と何もない県と、全く同じ保護条例なんてナンセンスだと思います。

最後に、あっちに触れなかったんだが、39号の保護協議会条例で協議会の委員を、これは補正予算の中にも委員報酬が計上されてきていますが、どういう委員を何人、初め半分ですよ。10月から発足して4回ぐらい会議するんでしょう。例えば、自衛隊員を入れるとか、いろいろあるんだけど、勝浦市はどういう委員をメンバーとして選ぼうとしているのか、固有名詞ではなくてね。それをどういうふうに発足されるのか。保護計画をそこがつくっていくのか、その辺についてもお答えをいただきたい。以上です。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君）結果的に市役所の開庁時間が5時30分まで延びる、それにつきましては窓口を利用する住民の利便性が図られるという、結果的にはそういうことになります。ただ、それは先ほど申し上げましたように、8時半から勤務時間をスタートした上で、お昼休みを1時間

とりますと、8時間の勤務時間を確保するには、5時30分までが必要であるということになります。組合にも話したわけですが、もしお昼休みを45分でいいということであれば、従来どおりの5時15分で市役所は終わるというふうになります。選択肢があるわけでありましたが、その辺を組合との協議の中でお話をさせていただきました。

実は、組合のアンケートといいますか、組合がそれを受けて内部で協議をした中で、先ほど20項目程度の意見が出たというふうに申し上げましたが、その中で今回の休憩時間、1時間がいいか、あるいは45分がいいかの関係では、非常に数が拮抗してしまっていて、回答組合員数 175名のうちお昼休みを1時間とった上で終わりを5時半にすることと、お昼休みを45分にして従来どおりの5時15分で終わるという内容のアンケート結果には、お昼休み1時間をとるという者については91名、従来の休憩時間45分が81名ということで、10名しかその職員の中では差がなかった。結果的には、組合の総意とすれば、休憩時間を1時間とった上で5時30分までの勤務時間が適当というような回答をいただいております。

そういう中で、結果的に5時半までということで、住民の利便が図れる点も、組合としても住民福祉の向上という上から適当というふうにご理解をいただきましたので、今回ご提案したという内容でございます。

それから、実質、賃金の引き下げではないかというお話でございますが、従来も休憩時間は、議員ご指摘のように、有給の対象であります。8時間の勤務時間の中に休憩時間入っておりますので、いわゆる拘束されていますので、実質8時間の勤務時間に対する給与というふうに考えますので、今回、休憩時間を1時間とった上で、勤務時間が8時間ありますので、1時間当たり等の給料については、計算の中では従来と同じような考えというふうにとらえております。

民間の状況ということでございますが、議員ご指摘のように、これも確かに昔からの慣例とか、その地域の慣行とかという中では、あるということは十分承知をしております。参考までに申し上げますと、これを言いますと、地域の違いじゃないかというようなおしかりを受けるかもわかりませんが、今回の人事院規則の改正の中で、16年度の職種別民間給与実態調査というのが行われております。対象につきましては、企業規模が 100以上、かつ事業所規模が50人以上の事業所ということで、そういう中での数字であります。参考までに申し上げさせていただきますと、休憩時間について、全従業員の休憩時間については57分というふうに言われております。60分というふうに休憩時間をとっているのが全体の65.9%、45分という休憩時間をとっているのが19%という結果が出ています。

なお、参考までに、民間等の休憩時間という形を制度の上とか、あるいは議員ご指摘の慣行という形でとっている事業所につきましては、全体の 5.7%という調査結果が出ています。こういうのをもとに今回の規則は改正されたというふうに考えておりますが、それは都市部等の全体のことであって、地域、それぞれの地区等によっては、実情は違うというようなご指摘であれば、それはそうかもしれません。

ただ、そういうような中で、今回、制度的に休憩時間がなくなると、休憩時間以外のリフレッシュ等についてはどうするのかというような指摘がございました。基本的に休憩時間は設けませんが、勤務時間は1日8時間です。理論的には確かにご指摘のとおりでありますけれども、その運用等につきましては、職員に常識の範囲内といいますか、許容の範囲といいますか、そういう中で対応してもらえないというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、田原環境防災課長。

○環境防災課長（田原 彰君）国民保護法の関係でございますが、お答え申し上げます。条例化させる目的ということでございます。まず、この事態に対応するためには、現在、国民保護法というのがございまして、4つの類型、先ほどお示しになりましたが、そういう事態に至った場合に、住民の生命、身体、財産を守るというのは自治体の責務でもございます。そういう意味合いから、条例がなくても自治体の責務としては、当然行わなければならない措置だろうというふうに考えてございます。

しかし、実際にこれが具体的に機能するのかどうかという問題からすれば、明確な条例化を行い、具体的な計画を立て、それに基づいた訓練あるいは啓発等を行っておくのが常道だろうというふうに考えてございます。そういう意味合いから、この条例制定についてご理解いただきたいという思いでございます。

なお、軍事作戦云々というお話もございましたが、自治体にとりましては、先ほど申し上げました住民の生命、身体、財産を守るということが大きな目的でございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

続いて、地域防災計画の修正の関係で若干触れましたが、先ほどの答弁で申し上げましたが、国民保護法と災害対策基本法の基本的な違いは、権限の問題あるいは責任の所在、そういう問題で確かに違いがございます。ただ1点、その避難という問題に関しましては、非常に活用できるというか、地域防災計画の避難の、例えば施設あるいは避難経路、そういうものが非常に活用できるという側面はございますので、国民保護法のためではなくて、住民の生命、身体、財産を守るという観点で、この地域防災計画の修正については、今後も継続して、より住民の立場に立った修正に進んでまいりたいというふうに考えております。

続いて、ご提案しております議案第39号の勝浦市国民保護協議会条例の制定についてということでございますが、この国民保護協議会の件につきましては、国民保護法の40条8項の規定で行うわけでございますが、市町村会議の組織及び運営に関し、必要な事項は市町村条例で定めるという法に基づきまして設置するものでございます。特にこの協議会は、先ほど申し上げましたように、勝浦市の国民保護計画を作成していただくための諮問機関という位置づけでございまして、その委員構成につきましては、これはまだ条例が制定されておきませんので、あくまでも一つの例として今考えているものでございますけれども、委員が条例定数は20名でございますが、現在15名をお願いしたいというふうに考えております。

まずその一つは、指定地方行政機関として勝浦海上保安署、これは勝浦市が海を抱えているという実態もございます。そういう意味合いでございまして、2号委員につきましては自衛隊ということでございますが、これにつきましては県計画等の中でいろんなご意見が反映されていくだろうということで、特に置きません。3号委員につきましては千葉県ということでございますが、現在、考えているものにつきましては、東上総県民センター夷隅事務所、夷隅地域整備センター、勝浦警察署というふうに考えてございます。4号委員としては助役ということで、これは法律で規定されております。5号委員についても同様でございますが、教育長、消防関係者として消防長、あるいは消防吏員ということになろうかと思っております。6号委員として市の職員ということで、現在、担当を含め2名を予定しております。7号委員として、指定公共機関等ということでございます。これは避難等の関係、あるいは情報通信等の関係、エネルギーの関係ということでござ

いまして、ＪＲ勝浦駅、あるいは小湊バス、東京電力、ＮＴＴ、この４社を現在予定しております。５号委員として学識経験者ということでございまして、具体的な住民避難の先頭に立つという意味合いから勝浦市消防団、それと避難する住民側の立場からして、地区の区長会からどなたかお願いしたいというふうに現在のところ考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君）１１時１０分まで休憩いたします。

午前１０時５６分 休憩

午前１１時１０分 開議

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○１５番（児安利之君）休憩、休息ですが、いろいろ話は食い違うので、ここでとどめますが、ただ言えることは、今の状況の中で、行政改革とか財政改革、結構なんだが、本当に働く人に、公務員に限らず、民間の労働者に対してもしお寄せがどんどん来ると。官から民へ官から民へとこまげたはいて歩いてるわけじゃあるまいし、からんころんいって、それでその果てが民間なんか、本当にサービス残業のオンパレードです。我が党は一貫してそのことを指摘して、労働基準法に基づく正規の労働に対する、長時間労働に対する、時間外労働に対する時間外手当を払えというので、いろんな企業から未払金を払わせてるんだけど、結局、水準の低い方へ、低い方へそろえてくるわけですよ。そうじゃなくて、ヨーロッパ並みに働く人が、有給休暇にしても、時間外の手当にしても、総労働時間の短縮にしても、そういうものが今の現代にマッチした、本当に人が人として暮らしていっている人間としての最低の基本的な営み、そこに近づけるような、低い方にそろえるんじゃないくて、上にそろえていくという、そういう立場にぜひ立ってもらいたい。私は、そういう点で、結局、そういうふうになし崩しに働く人、公務員に限らず、つまり働く人をそういうふう to 虐げていく、労働条件を悪化させていくことが、結局、そういう法を犯すようなサービス残業を平気でやらせたり、そういう形につながっていくんだということを指摘しておきたい。答弁は要りません。

保護法ですが、さっき最後の答弁で協議会の関係でメンバーの当て職的な１号から８号議員、出されました。保護法に基づいて地域における国民保護計画をつくれと来てるんだけど、義務化されてるんだけど、その計画をつくる上で、具体的にいろんな質問が全国各地で出ているわけですよ。仮に武力攻撃が発生した場合、侵害排除のための米軍や自衛隊の軍事行動が優先されるのか、あるいはそうじゃなくて、国民の避難とか救援が優先されるのか、こういう質問が自治体から国に対して出てるわけですよ、有事法制のときの近畿地区の懇談の中で。そうしたら、国は答えられないわけですよ。どっちが優先するのか。国民を救援、保護する方が優先するんですか、この保護法に基づく計画づくりは。米軍とか自衛隊が機能する上でどっちを優先するんですかと言ったら、どっちを優先するかわからない。

結局、さっき指定公共機関ありましたね。これは、メンバーを東電とか、ＮＴＴとかその他いろいろと言っていたでしょう。それはなぜかといったら、法で定められていて、内閣総理大臣が指定公共機関として１６０機関を指定する。それが政令によって３９機関、内閣総理大臣が公示して１２１機関、電力、ガス、輸送、通信、テレビ、ラジオ、報道関係まですべて網羅する。

今度は、またすごい法律が今出てますけど、相談しただけで引っ張ろうとする、そういうのも

出てますけど、とにかく、そういう形で役所でいえば市の公民館とか、あるいは勝浦診療所とか、そういう医療機関とかすべて動員して傘下におさめると。

私は終戦が小学校5年生で、まだそんな大人じゃありませんから、薄ら覚えかもしれないけれども、しかし、曲がりなりにも戦争を体験してきたんだけど、かつて国家総動員法というのがあって、とにかく、それに歯向かったり反対したら非国民でえらいことになっちゃった。それを思い出さざるを得ない。それはそれとして、仮にどうなんですかといったって、どこから進んでくるかわからないから、わかりませんよという政府の答弁なんですから、本当は計画なんてつくりようがないわけです、実際。

何を想定して、どういう場合にこういうふうには逃げるとか、避難するとか、こういう対処するとかと、つくりようがないですよ。来るの何だかわからない。そういうことではなくて、さっき言ったように、私は地域防災計画をもっともっと、本当に鋭意やってもらいたいと。それで、本当に市民の生命、財産を守っていくということを、ぜひやってもらいたい。私のくだらない感想かもしれませんが、生きてきた体験の中で、こういう危険なものはやるべきじゃないなということで、答弁は要りません。以上で終わります。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）議案第38号及び議案第39号でお伺いいたしたいと思います。前段者の質疑やりとりでいろいろ出ておりましたが、若干重複する点もあろうかと思いますが、何点か確認する意味においてお伺いいたしたいと思います。

その一つは、執行部もご承知のとおり、武力攻撃事態対処法など有事関連の3法は平成15年6月、与党と民主党などの賛成で成立したことは間違いないわけであります。その成立の際に、与党と民主党は国民保護法制を同法施行後、1年以内に整備することで合意したわけであります。その合意に基づいて1年後、平成16年6月に通称、国民保護法が成立をした。こういうことだろうと思いますが、この点、確認の意味において、間違いがあるかないかお答えいただきたいと思っています。

2つには、国民保護法は有事の際の国民の避難、救援、被害への対処について、国や地方自治体などの役割を定めているものであると、このように私は考えるわけでありますが、実際に武力攻撃などが発生した場合、政府は首相を本部長とする対策本部を設置、国民に対する警報の発令、情報提供のほか、都道府県に対し住民の避難、救援などを指示するようになっていると思うわけであります。関係する都道府県知事は、住民に対する避難指示や収容施設の供与、炊き出し、医療サービスなどを提供。市町村長は、住民の誘導や消防活動などを行います。指定公共機関に指定された放送事業者や運送事業者などの役割を定めている、そういう法の中身であろうと、このように考えているところでありますが、この点、間違いがあるかないか、確認いたしたいと思います。

3点目でありますが、前段者の質疑やりとりの中でも出ておりましたが、国民保護法でありますが、これは災害対策基本法がベースになっている、このように考えるわけでありますが、この点も確認いたしたいと思います。

4つ目でありますが、しかしながら、災害対策基本法と国民保護法の類似点と相違点があるわけですね。この点について答弁されておりましたけれども、いまだ少し、系統的にわかりやすくご説明いただきたいと思うわけであります。

5つ目でありますが、市町村の役割について、今回2つの条例案、提出されてきておりますけれども、いまいちわかりやすくご説明いただきたいと思います。以上。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。田原環境防災課長。

○環境防災課長（田原 彰君）国民保護法の関係で5点のご質問ということでございます。

まず、第1点目の法律の関係でございますが、ご指摘のとおりでございます。平成15年6月に武力攻撃事態対処法が成立してございます。なお、これに伴って翌年の16年6月、国民保護法が成立しております。これは間違いございません。

もう一点つけ加えさせていただきますと、これに基づきまして、平成17年3月、国民の保護に関する基本指針を政府で策定してございます。この基本指針と申し上げますのは、指定行政機関及び都道府県の国民保護計画の作成、あるいは指定公共機関の国民保護業務計画の作成というもののについての内容の指針が示されたところでございます。この中に、先ほど申し上げました武力攻撃事態の想定4類型もあわせ示されているところでございます。

続いて、2点目の有事の際の国、県、市町村の役割ということでございますが、これは議員ご指摘のとおりでございます。特に国の指示といいますか、危険な区域であるという指定に基づいて国民保護の対策本部が設置されるということで、国民保護対策本部につきましては臨時的に設置されるものというふうにご理解いただきたいと思います。その対策本部におきまして、住民の避難あるいは避難住民の救援等の対策を、措置と申し上げますが、そういう対策を行うという市町村の役割があるわけでございます。

続いて、3点目の災害対策法が基本となって保護法があるのかということでございますが、前段者の答弁でも申し上げましたが、命令を発するところ、あるいは指示をするところが基本的に責任体制が違うということがございましたが、住民に対する対策という点では、災害対策法と言われる、例えば避難計画、そういうものが大いに活用できるということで、これが基本になっているといっても差し支えはないというふうに理解してございます。

続いて、4点目の災害対策法と国民保護法の類似点と相違点ということでございますが、前の答弁と若干重複しますが、災害対策基本法と言われる対応というのは、地震、津波等も含めますが、基本的に自然災害と言われるものでございまして、対応には若干、時間的な余裕があるということで、対応のとり方が国民保護法と基本的に違います。国民保護法にいわれます先ほどの攻撃4類型というのは、いつ何時、何が起こるか分からない、あるいは4類型の複合型で起こる可能性もあるということから、緊急性が非常に高いという意味合いで、対策本部のありようも非常に直截的といいますか、災害対策法でいわれる災害対策本部と国民保護法でいわれる国民保護対策本部、このつくり方のありようが若干違います。国民保護法の対策本部の方が若干シンプルになっているかなというような相違点はございます。

続いて、5番目の市町村の役割ということでございますが、これも重複するかとは思いますが、緊急事態、あるいは非常に生命に危険を及ぼす事態、これを緊急回避的に対応を行わなければならないということがあるわけでございますが、これは市町村の判断でなかなか判断できにくい。特に国際的な対応等も含めまして、国の外交に負う対応が非常に大きい問題だろうというふうには理解しております。しかし、国の判断によりまして、ある日本の地域がどのような状況に置かれるかという判断を的確に示していただかなければ、我々地方自治体におきましては、住民の生命を守る対応が非常におくれてしまうということから、そういう情報の伝達のスムーズさが非常

に求められるし、地方自治体もそういう情報を受け入れる体制を整えなければならないだろうというふうに考えております。

そういう情報を受けたときに、いかに素早く対応ができるかということは、今後の計画のありよう、あるいは実態としてそういう訓練を行うことも必要かということで、これは自治体に課せられた責務というふうに理解しております。以上でございます。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）そうしますと、市町村長は、国の対処基本方針が定められたとき、幾つかのやらなければならないことが、この法律で定められていると思うわけであります。その法律の第16条、ここに市町村の実施する国民の保護のための措置という条項があります。さらに、第17条で、他の市町村長等に対する応援の要求。第18条で、都道府県知事等に対する応援の要求、第19条で、事務の委託のの特例。第20条で、自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等々の条項が定められております。

今回提案されました38号及び39号、この条例が制定され、施行されますと、実際、改正なり、あるいはその体制の役割の一端といいますか、そういったものはこの条例でわかりますけれども、しかし、今申し上げました法の求められている措置、その他の市町村長が行うべきもの、これらを実際、執行する、あるいは対応するという段階において、当然それなりの条例措置等も必要になってくるのかなと思うわけでありますが、法第16条から第20条までの各条項に対応する措置等と申しますか、これらについてはどのように考えられているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。田原環境防災課長。

○環境防災課長（田原 彰君）国民保護法第16条の保護措置ということと、17条から20条までの応援要請あるいは派遣要請ということでのご質問でございます。

今回、条例化した条例につきましては、国民保護法を補完するということでございます。国民保護法の法律そのものは、我々にも当然適用されますし、法遵守の義務があるということになります。したがって、現在ご提案申し上げます条例2議案につきましては、それを補完するものというふうにご理解いただきたいと思います。したがって、法律第16条の保護措置、あるいは17条の他の市町村長等に対する応援の要求、あるいは18条の都道府県知事に対する応援要求、それと事務の委託の関係、それと自衛隊の部隊の派遣の要請というのは、国民保護法の措置に基づいて行えるものというふうに理解しております。

この他の市町村へ、あるいは県への応援要請というのは、国民保護法でいわれる事態に至った場合に、1つの地域でおさまるものではない。これが災害対策と違う点でもございますけれども、1つの地域、勝浦市だけでおさまらないケースもあり得るだろうということで、隣の区域あるいは場合によっては県域を超えた避難等の要請、そういうものも発生するという意味合いから他の市町村あるいは他の県、都道府県知事への応援要請というものもありますし、応急対策として住民の支援を行う必要がある。1つの自治体では足りないという場合の応援要請もこの中に含まれているというふうに理解しております。以上でございます。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）答弁がわかるような、わからないような、理解力が不足してしまして申しわけないのですが、再度お伺いしたいと思うわけであります。

というのは、今、答弁されたようなことであるとすれば、市町村長の実施する国民の保護

のための措置、この条項の中に、1号であります、警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整、その他の住民の避難に関する措置、2号で救援の実施。安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置、3号で避難の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置。4号で水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置、5号で武力攻撃災害の復旧に関する措置等が規定されております。これは1項の規定ですね。

2項、3項、4項、5項等あるわけでありましたが、これらの措置に対応するということになりますと、先ほど申し上げました災害対策基本法、この災害対策基本法に基づく市町村の体制あるいは対策というものは、地域防災計画に定めて、その地域防災計画を主体として防災計画の推進を図っているわけですね。

この国民保護法に基づく市町村の、今申し上げましたようなことの措置でありますけれども、これは条例の定めなしで、法律がこうなっているからということで対応するということなのか、あるいは、別途、条例措置をして、その上で対処するのか、その辺を伺っているわけなんです。ですから、その辺を明確にしていadakないと、先ほどのやりとりの中で計画云々ということがありましたけれども、それもこの法の中では対処基本方針、これが定められたときという前提があるわけです。そのことを含めて私はお尋ねしているわけなんですけれども、いまいち、その点を含めた、わかりやすいご説明をいただきたいと思います。何せ理解力が足りませんので、わかりやすくご説明いただければと思います。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。田原環境防災課長。

○環境防災課長（田原 彰君）説明が十分ではなかったというふうに思いますので、申し上げます。

第16条の措置ということで、議員ご指摘のとおり、国民保護法の16条には警報の伝達や避難実施要領の策定等々がうたわれているところではあります。これにつきまして、具体的に、例えば警報の伝達を具体的にどうするのかということは条例措置ではなくて国民保護計画の中で、その対応を図っていくべきだろうというふうに考えております。

そういう意味合いから、具体的に行う手法として、災害対策基本法で制定されています地域防災計画の内容を引用できる部分は非常に多だろうというふうに理解しておりますし、そういう中で具体的な対応、住民の生命を守るための対応を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第36号、議案第38号及び議案第39号、以上3件は総務常任委員会へ、議案第37号は教育民生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（水野正美君）次に、議案第40号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第41号 市道路線の認定及び廃止について、以上2件を一括議題といたします。本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これ

より直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第40号は総務常任委員会へ、議案第41号は建設経済常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第42号 平成18年度勝浦市一般会計補正予算、議案第43号 平成18年度勝浦市老人保健特別会計補正予算、議案第44号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第45号 平成18年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。本案につきましても、既に提案理由の説明及び補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君）何点か簡単なというか、お聞きしておきたい。まず、一般会計の歳出で消防費、29ページ。先ほど条例で関連でやりましたけれども、国民保護協議会委員報酬の15名のうち6名分が計上されているんですが、旅費は5名分になっているんですけど、これはどういう理由でこういうふうになるのか。15名を任命するんだというふうに、たしかさっき言っていたんですけど、その点についてお尋ねをしたい。

33ページの教育費の保健体育費なんですが、例の運動公園内の買収した用地の中にある火薬庫の移転に伴う予算計上だと思うんですが、これ、撤去がないまま買収して、あそこは射撃場でしたから、その土の中に鉛玉があって、その撤去の費用にもかなり莫大なお金を使って、今回、用地内に火薬庫がそのままの場所に建ってたわけですから、それを移転すると。移転に伴うものだと思うんですが、そうすると、この設計業務委託料で50万円計上しているということは、市側で火薬庫を設計して建設費もそうなるのかどうか。移転費もそうなるのかどうか。移転の場所についても、市が買うなり借りるなりして、その費用一切が市の経費で賄われるのかどうか、その辺についてお尋ねをしたい。要するに、経緯ですね。

私、当時の売買契約がどうだったか、今はっきり全面的に記憶してないんですが、売買契約について、その辺をまずもう一度改めてお聞きしておいて、その上で今のような疑問に対してお答えをいただきたい。こういうことなんです。

もし、これが移転の場所を見つけたとして、もし移転先の土地を買収する何なり、あるいはその上の建屋を全部一切、市の経費でやるというたら、余りにも至れり尽くせりというか、市民の税で賄うにはどうかなという気もしちゃうんですけども、その点についてお答えをいただきたい。

老健でお聞きしたいのですが、歳出の償還金なのですが、これがどうしても、こういう形をとらざるを得ないのかどうかというのをまずお聞きしたいんですが、補正前では科目の設定のみなんです、1,000円。ところが、当初で科目の設定をして、償還金でいうと、補正額で1,751万7,000円、こういうことなんです。この内訳を見させてもらおうと、14年10月から15年9月、15年10月から16年9月と、14年、15年、16年、17年と、こういうふうに計算の基礎がなされていて、結果として償還という形になるわけですけど、どうしても仕組み上、こういうふうにやらざるを得ないのかどうか、その点についてお尋ねをしたい。

介護保険会計で、歳出の介護認定審査会費なんですけれども、補足説明を見させてもらおうと、50万9,000円の増額は夷隅郡市広域市町村圏事務組合の負担割合の見直しによるんだと、こうなってるんですが、一般会計ではこちらで見直しによる減額措置がとられています。ところが、介護保険会計では、同じ見直しによって増額なんだと。その辺について、どういう見直しがあるのか、お尋ねをしたい。

一般的な分担金については3,700万円減額されてますね、一般会計の方で。ところが、同じ見直しでも介護保険については増額になってますから、その辺についてはどういうことなのか。

最後に水道事業会計ですが、18年度の予定貸借対照表によれば、当年度利益剰余金が3,306万5,000円ということなんですけど、今のままの推移でこういう当年度剰余金については、こういう見込みで大方間違いなくいくのかどうかということの一つはお聞きしたいことと、もう一つは資本的支出と収入との関連の中で、この公営企業資金の繰上償還と借り換えの措置によって、今のままで借り換ええないままの償還時における金利の額と、借り換えた後の金利の額の差益といいますか、これによってどれほど儉約ができるのか、額についてお答えをいただきたい。以上です。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。田原環境防災課長。

○環境防災課長（田原 彰君）29ページの消防費のうち、災害対策費の報酬と旅費の関係でございますが、この国民保護協議会の委員というのは、先ほどの議案第38号、議案第39号の中で委員構成については答弁申し上げたとおりでございます。その委員の構成が15名ということで、そのうち国の機関、あるいは県、あるいは勝浦市、一部事務組合も含めますが、そのような方々につきましては、報酬、旅費については職務として取り組むわけで、これがないということで、残りの6名の方々、内容的には指定公共機関等で、輸送機関、あるいは通信、エネルギー機関、そういうところの方々、あるいは学識経験者の2名の方の委員報酬及び旅費について、費用弁償について計上させていただきました。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、佐藤社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤光男君）それでは、運動公園関係につきまして申し上げます。売買契約につきまして、今、取り寄せておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

内容につきまして申し上げます。確かに、議員ご指摘のとおり、土地買収に当たりましては、底地と上物を使っている方が別になっておりまして、本来ですと、底地の所有者が上の物を片付けた上で一括した中で売買契約を結ぶというのが当然の形でございます。しかしながら、そういう形になっておりませんで、底地は底地、上物等の使用者は使用者ということで対応してきたわけでございます。

その中で、今までもこの移転につきまして、借地人であります関係者とお会いしましていろいろ協議を重ねたわけでございます。その中で、市といたしまして、上物につきましては経費の面

では市の方で計上いたしますので、片づけてほしいということを再三にわたりましてお願いしたわけでございます。その中で、本人といたしましては、あくまでも当初の交渉経過の中で、市の方で一切切切につきまして責任を持って処理しますというようなことで契約に及んだというふうなことを、再三にわたりまして主張しているわけでございます。本来、交渉というものに当たりましては、当然のことながら、そういう経過を踏まえた中で、契約書の中に附帯事項、あるいは条件的なものを提示した中で進めるのが形でございますが、その中でもそういった経緯がございません。そういうことを踏まえまして、何回かに分けて話をしたわけでございますけれども、それにつきましては平行線をたどるばかりでございまして、進展がございませんでした。そういうことから、やむなく、早く移転するためにはということで、市としてそういった経費の計上ということで上げたわけでございます。内容につきましては、契約書を見た中で、もう一度答弁させていただきます。

○議長（水野正美君）次に、関介護健康課長。

○介護健康課長（関 修君）介護保険会計の介護認定審査会費の負担金の増についての経緯でございますが、介護保険認定審査会費につきましては、夷隅郡市広域市町村圏事務組合に事務をお願いしているところでありますが、その総計費 2,118万 2,000円を当初、均等割25%、人口割75%として2市2町、当時は1市5町の負担割合で計算して、勝浦市といたしましては 508万 7,100円を負担することとなっております。なお、いすみ市の均等割につきましては、旧3町分を負担する形となっております。それが今回の負担割合の見直しによりまして、均等割3%、人口割97%となりまして、均等割では72万 3,719円が減少し、人口割では逆に 123万 3,325円が増加となったわけです。全体として、今回補正に上げました50万 9,606円の負担増となったわけです。以上です。

○議長（水野正美君）次に、藤平水道課長。

○水道課長（藤平光雄君）お答えいたします。まず、18年度の利益剰余金の見込みについてということでございますけれども、決算の予定の中では 3,300万円利益が出るという見込みをつけております。私どもで今わかっている範囲でございまして、17年度の決算が一応終わりました、内容が把握できました。その結果、17年度は約 1,700万円の利益が発生しているということで、これに伴いまして累積の欠損金も約 4,100万円まで縮まってきたと。ことし、料金改定の絡みの中で、ことしは欠損から利益になるという方向で動いておりますけれども、実際、給水量、また水道料金収益でございまして、これは私どもが予想したとおり、若干落ち込んでおります。そんなに大幅に変わることなく、この 3,300万円の数字は確保できるかと思っておりますけれども、ことしのこれからのお天気とか、そういうものによって、これは若干変わるものと考えております。

次に、公営金融公庫の借換債でございまして、今回につきましては、申請したとおり、全部認めてくれました。今回計上したものは3件分の工事に対しますものでございます。これの結果で、借り換えを行った場合、行わない場合の利息に関する差額でございまして、私どもの試算では 3,810万 962円が利息の減額分ということで考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、滝本市民課長。

○市民課長（滝本幸三君）それでは、老人保健についてお答えをいたします。今回の補正につきましては、17年度決算に伴う補正でございます。老人保健特別会計の精算の時期につきましては、制度上から3月から翌年2月までの医療費を年度分の医療費ということで見ております。2月分

の医療費の決定時期が4月となりますので、国庫負担等の精算については翌年度に行うということで、毎年この6月補正予算に計上させていただいているところでございます。以上です。

○議長（水野正美君）答弁の保留がありましたので、答弁を求めます。佐藤社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤光男君）土地売買契約につきまして申し上げます。契約につきましては、平成5年12月8日、甲といたしまして勝浦市墨名 793番、中村敏夫、乙といたしまして勝浦市長、山口吉暉となっております。

その内容につきまして申し上げますと、契約の趣旨といたしまして、第1条に、甲は甲の所有する末尾記載の土地を乙に売り渡すものとする。2条といたしまして、土地の売買残金は6,729万8,600円とする。3条といたしまして、土地売り渡し期限等となっております。土地の所有権は契約の日から乙に移転するものとする。2といたしまして、甲は平成6年3月31日までに土地を乙に引き渡すものとし、この場合において、土地に質権、抵当権、または先取得権が設定されているときは、あらかじめ当該権利を消滅させるものというふうにうたわれております。3になりまして、土地に前記以外の権利が設定されているときは、甲は当該権利の消滅に協力するものとするというふうに記載されております。

そういうことで契約が締結されておるわけですが、先ほど申し上げたとおり、内容的には下の土地は売買契約が成立いたしましたけれども、上の物につきましては何ら契約書に記載されていないような状況であります。協力関係ということも書かれておりますけれども、実際にはそういうことの中で進んでなかったというふうに判断しております。

したがって、今回のこの経費の計上に当たりまして、本人とも十分協議してきたところでありますけれども、本人といたしましては、この売買に当たりましては、あくまでも市の責任において処理するので、譲渡してほしいというふうなことが提示されての話だということで、その一点張りでございました。したがって、これにつきましても移転費用につきまして苦肉の策といたしまして、市の予算で工事費を計上いたしました。その中で見積もり額を計上いたしまして、今回、設計ということになったわけですが、特殊な構造物という観点から、市の中では賄い切れないという判断のもとに、外部委託を予定するために今回の予算計上をさせていただいた次第でございます。中身につきましては、設計と確認申請のための費用でございます。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君）大方わかったけれども、一般会計の方でもう一度だけね。そうすると、議会にも若干の責任あるのかどうかわからないけれども、当時の問題としては、完全に執行部の失態だったということが言えますか。ただ、底地と構築物が名義が違うと云うたって、姻戚関係にある方でしょう。それでもなおかつ、あくまでも市の全責任でやるんだと突っぱねられるということになると、契約上、不備があったと今答弁があったけれども、そうすると、市が契約上、失態を犯したというふうに言われてもしようがないなと思っているのですが、その辺については今後の問題等も含めてどうなの。もう一度お答えいただきたい。

もう一つは、設計委託はいいんですけど、どこの場所に移転するのか、場所を明示してもらいたい。その場所は、新たに市が買い求めた場所なのかどうか。買い求めたとすれば、幾らで買ったのか。今度は、火薬庫の建設費があるわけですね、建屋を。それは、おおよそ見積もりで幾らぐらいかかるのか。今度、予算計上は業務委託で設計料が出てきているわけだから、移転するこ

とを相手側もうんと言ったんでしょから、でき上がったら、そこへ移転しますよということがどういうふうに担保されたのかということが一つ。相手がうんと言ったんでしょから、言わなきゃこんなものつくたってしょうがない。

それがいつごろ完成して、移転がいつごろ完了する見込みなのか、これが一つ。きょうかきのうか、後期基本計画、総合計画を配付してもらいましたが、これの中身はまだぺらぺらっとしか見てないから何とも言えませんが、その後、来年度以降で、あるいは今年度の補正なり、来年度以降で、この運動公園について今後どういう計画なり考え方を持っているのか、そんなところでお願いします。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。佐藤社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤光男君）お答えいたします。この運動公園の用地買収につきましては、市の方から財団法人勝浦市開発協会の方に委託をいたしまして実施した事業でございます。今、ご指摘のような点もあるかと思えますけど、今後につきましては、十分チェックした上で対応していきたいというふうに考えております。

なお、この火薬庫の移転先でございますが、勝浦市の土地の一部を所有いたしまして移転ということで考えております。その場所につきましては、勝浦市字向丸山 344の1地内ということで、これにつきましては勝浦市の旧清掃センターの入り口の左側の土地でございます。場所といたしましては、旧施設の門扉がございます。その先にフェンスがありますが、向かって左側の隅に移転する予定でございます。

建設する額につきましては、一切含めると 378万円、建物自体につきましては 237万円ということで当初予算に計上させていただいております。

これにつきましては隣接に串浜森林組合の土地がまたがっておりまして、まずその移転に当たりましては、特に法に定める事項でございせんけれども、迷惑施設ということも含めまして、森林組合長にお会いしまして、こういうことで、こういう建物をここに持てきたいということでお話しいたしました。二度ほどお会いしまして、その中で了解をいただきました。

もう一件といたしまして、東灘さんですけれども、その土地につきましても若干差しさわりがあるということで伺いまして、それにつきましても承諾をいただいております。

本人につきましても、数回お会いいたしまして、今の建物は10万発保存ということで建設されておりますが、今後につきましては2万発程度で十分賄えるということから話を詰めてまいりました。その中で本人も、もし当事者といたしまして使える土地が見つかったのであれば、そちらでもいかがでしょうかという話を申しましたところ、私の場合は、できるだけ近くがいいということで、その辺の方から進展がございせんでした。そういうことから、再度、清掃事務所の方とも協議をさせていただきましたけれども、そういう中で先ほど申しました土地に移転をするということで、相手の方にまたその旨を伝えまして、一応、確認をとってございます。これにつきましても、一応、決裁上、処理されております。

この委託につきましては、予算成立後、確認申請をし、8月前後までに承認がいただければ、今年度中に完成させたいというふうに思っているわけでございます。

運動公園の今後の取り組みということでございますが、現在、火薬庫が移転しましても、既存の火薬庫が残っておりますけれども、その中で使える部分は使おうということで、今のところ、既存施設を倉庫なりに使おうという判断もございます。そういうことで、まだ今後につきましては、

すぐあしたという明確な答えはできませんけども、そういう中で取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君）経過いろいろ聞いてみると、いろいろ問題点が出てきているわけですけど、100%執行部にその責任を負わせるという気持ちもありますが、しかし、少なくともそういう中身をはらんでいるわけで、特にもくろんでいた火薬庫の移転が、今となる一切合財市の責任においてやるんだ、それでなきゃ全然応じられないというような、そういう余地を残したということについては、これは単に補正でぽっと上げてきて、そうですよというだけでは済まない。かつて、執行部が契約したことについても、一定の反省点が吐露されてしかるべきだし、その上に立った契約でなきゃいけないんじゃないかというふうに思うんです。そういう点どう考えるのか。

もう一つは、旧清掃センターのフェンスの左側といいますけど、近隣の地主さんもさることながら、勝浦市の長期的展望から見て、市有地だからということで、果たしてその場所に将来、10年、20年先の展望に立った場合に、そこに3万発であろうと、2万発であろうと、10万発であろうと、一朝事があれば大変な火薬ですから、こういうものを構築しておいていいのか、もう少し慎重にいろいろと考えて人畜無害な場所に建てる必要はないのか。将来の勝浦市の開発計画なり、あるいは串浜企画だって、今のところ、やるやると言いながらやる気は全くないけども、将来にわたってはわからないわけですよ。そういった場合に、その辺のところとの兼ね合いが出てくるのかこないのかとか、あらゆる角度から検討する必要があるのではないかなという気がするんですけど、そういう点についてはどういうふうに検討されたのか。5年、10年、15年先を見通した上で、あの場所で本当にふさわしいのかどうか、そういうふうに考えたのかどうか、もう一度お答えいただきたい。

最後の質問で、これが解決した後、運動公園の展望はどうかというものについて答弁がなかったけれども、なきゃないでいいですよ、きょうのところは。また、次の機会に譲りますから、さっきの点だけお願いします。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。佐藤社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤光男君）確かに、ご指摘のとおり、契約につきましては、中身的に若干の内容的な詰めが甘かったということも否めない事実というふうに判断せざるを得ないと思います。

市有地の使用ということで、ほかに土地はないのかというご指摘でございますが、これにつきましても本人とも話をしたところでございます。先ほど申し上げたところでございますが、できるだけ近くがいいということで、反対に条件提示をいただきまして、その中で私有地も当たってみましたが、所有者から承諾を得られなかったという経緯がございます。その中で、早く移転しなきゃいけないということもございまして、こういう判断をしたわけでございます。

なお、この火薬庫につきましては、現在、使用者から購入したいという電話等がありますと、その日のうちに持っていっておさめることができるということでございまして、実質的には火薬庫の中は、現状もそうでございますが、空になっております。ただ、営業する観点からいたしますと、どうしても必要な施設であるということで、実質的にはセキュリティー施設等も入っておりますけども、中身は空でありまして、その日のうちに取り寄せるということでございます。ですから、そういうことで、特に火薬庫といっても大きなあれはないと思いますけど、現状の中ではそういう中で取り扱っていききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）一般会計補正予算でお伺いいたします。歳入歳出補正予算、事項別明細書が11ページと12、13ページにわたって記述され、総括表として提示されております。これを見ますと、今回、特に夷隅広域の負担割合の見直し等による措置がなされまして、それに伴う補正額、合計しますと512万2,000円が歳入で減額されまして、トータル的には71億3,887万8,000円の歳入予算、歳出も同額になっているわけであります。

この中で、特に市税であります、21億8,721万1,000円、今回、補正の措置はされていないわけでありましたが、毎年度のことでありますが、3月当初予算が決定されまして、4月、5月、特に歳出につきましてはそれぞれの分野の執行計画を立てまして執行をしていくという流れになっておりますし、また歳入、特に市税につきましては、当然のことではありますが、年間の徴収計画、そういったものも策定し取り組んでいくという流れになっていると思うわけであります。そこでお伺いするわけでありましたが、この一、二年の対調定収納率を見ますと、平成15年度が76.9%、平成16年度が76.4%と若干収納率が下がってきております。平成17年度決算が終わって出納閉鎖されましたので、この数値、明らかになっていると思いますが、参考のために平成17年度の対調定収納率についてお示し願いたいと思います。

この二、三年の実績を踏まえて考えてみますと、千葉県下で最低の水準に勝浦市があると思うわけでありましたが、この徴収事務執行に当たりまして、ここを何としても引き上げていこうという基本的な姿勢、あるいは基本的な方針を持っていると思うわけでありましたが、当然のことながら数値目標を設定して、設定した目標に向かって果敢に挑戦していく、これは事務の執行に当たって最も基本となることでありますけれども、徴収事務に当たる者として、徴収事務執行の基本的な姿勢、基本的な方針についてどのようにお考えになっているのか承りたいと思います。同時に、対調定収納率の数値目標、18年度、どのように目標を立てて、その上で進んでいかれるのか、この点についても具体的にご説明いただきたいと思います。

徴税コスト率をどうしても下げていくということが努力目標の中にあると思いますけれども、この徴税コスト率を下げていく対策について、どのように考えられているのか、お聞かせ願いたいと思います。

あわせて、年間の徴税、徴収の計画をお示しいただき、その徴収計画の中で当然納められると思いますが、全庁的な徴税対策についてどのような対策を講じようとしているのか。この点について、今年度の重要な取り組みでありますので、お聞かせいただきたいと思います。

歳出全般であります、各担当課における執行計画について、トータル的で結構ですので、ご説明いただきたいと思います。

あわせて、勝浦市行政改革大綱2005の実施計画の本格的な取り組みは、17年度を初年度としまして18年度においても具体的に実施していく項目が上げられているわけでありましたが、この年間の執行計画の中で、行政改革実施計画に盛り込まれた項目の行革については、具体的にいつの時点でどのような形で実施されるのか、この点についても明確にお答えいただきたいと思うわけであります。

21ページであります、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の負担金、3,264万5,000円、これは減額補正ですね。この内容についてはあえて申し上げませんが、今回の措置の背景としては、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の改革の第一弾が行われたと、このように私は考えているわけであ

ります。この第一弾というのは、財政秩序適正化の原則があるわけでありましたが、これは、つまり広域市町村圏事務組合、各市町の相互間の財政負担は適正でなければならないという原則があるわけでありましたが、これが今日まで適正でなかったということから、前々から指摘され、議会においても、また広域市町村圏事務組合の中においても指摘され、議論されてきた経緯があるわけでありまして。これがようやくにして、完全とは言えないながらも、財政秩序適正化の原則に基づいた各市町の負担割合の見直しが行われたと。その結果、今回、予算措置されてきているわけでありまして、第二弾として、広域ごみ処理施設計画が策定されて、今日まで棚上げされてきているわけでありまして。ここを改革していかないと、大変な問題になる可能性があるわけでありまして。

具体的には、広域ごみ処理施設計画の見直しを要請したいわけでありまして、内容的には建設予定地の問題があるわけですね。2つには、その予定地に建てようとする建物と施設建設計画。3つには、建物はつくりまして、しかし、ごみ収集運搬計画があるわけでありまして、この問題もあります。さらには、住民要望がかなり厳しい要望があるわけでありまして、これへの対応、その他もろもろ、広域ごみ処理施設整備計画推進に当たって、多岐にわたる問題をはらんでいるわけでありまして、この見直しをしっかりと詰めて推進を図っていただきたいということでありまして、まずはこの点について、市としてはどのようにお考えになっているのか、具体的にご説明をいただきたいと思っております。

最後でありますか、31ページであります。行川小学校と興津中学校のアスベスト撤去工事に係る監理業務委託料及び撤去工事費の計上がなされました。今回の補正での撤去工事等に係る費用計上をもって、本市におけるアスベスト対策は学校以外を含めて、すべて完了するのかどうか、この点、まずご説明いただきたいことが一つと、今回の補正予算の中で監理業務委託料と撤去工事費、分けて予算計上されておりますが、この業者発注に当たっては監理業務委託と工事との発注業務については分けて考えているのか、あるいは一体的に考えているのか、この辺についてご説明いただきたいと思っております。ということは、あえて業者発注に当たっては分けるよりも1業者に発注した方が安く上がるのではないかと、このような素人考えですけど、考えておりますので、具体的にご説明いただきたいと思っております。以上。

○議長（水野正美君） 2時まで休憩いたします。

午後1時47分 休憩

午後2時00分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木克巳君） お答えいたします。まず、平成17年度の調定及び収納率関係でございますが、平成17年度の市税の予算につきましては22億 260万 3,000円です。それに対する調定額は28億 6,193万 6,000円、収入済額は22億 889万 8,000円となっております。収納率につきましては 77.18%です。

続いて、徴収に対する基本的な方針ということでございますが、平成18年度におきましては企業の事業不振、また所得の低下、失業など、長引く景気低迷により滞納額は年々累計、増加傾向にあります。このため、市としては市の基本方針を定めて収納の縮減を図るよう方針を定めまし

た。

1つとして、現年課税分の徴収対策を強化します。そのためには、全庁体制、また口座振替納付の推進、一括納付用納付書の発布ということで、これについては固定資産税が以前は前納報奨金等がありましたので一括納付がありましたが、それがなくなったために期別送付をしていましたが、それを一括納付をさせるということで、今年度から再発布をしました。

次に、2点目としては、滞納繰越分の徴収対策を強化するということです。

3点目としては、徴収対策月間を指定して、徴収の対策強化に努める。

4点目としては、滞納処分の強化対策をすると。滞納している納税者につきましては、実際に生活がぎりぎりの滞納者もおりますし、中には余裕を持っていますが、税金に対して不平不満があつて納付をしない滞納者等いろいろな方がおりますので、それらの方の納税相談を強化して、それらの方に見合うような納付方法も見ながら、滞納を少なくするような努力をしたいと思えます。

5点目としては、滞納処分停止処理の推進ということで、収納率の低下要因である累積不良債権については、引き続き実態調査を行った上で執行停止や不納欠損の処理、これは法律に基づきますが、そういうものも進めていくということが基本の方針となります。

次に、18年度における市税の目標ということですが、これは当初予算を策定する上でも検討しましたが、重点目標を3つ設けました。1つとしては、現年課税分の収納率を向上させるということで、目標値は97.8%に置いてあります。2つ目に、執行停止の推進をすると。3つ目には、口座振替を推進すると。収納に対する口座振替割合を40%以上に持っていきたいというふうに考えております。

続いて、徴税コストでございますが、大変申しわけありませんが、17年度については、まだ集計をしておりません。16年度の徴税コストは、市税収入額22億 837万 4,000円に対して1億 4,943万 6,000円徴税費はかかっておりまして、比率としては6.77%です。16年度における近隣町村も調査してありますが、その中でも中くらいといいますか、さほど高い位置には占めておりません。これについては、18年度については徴税コストをさらに引き下げの方向で努力をしていきたいというふうに考えております。

次に、徴収対策に係る年間計画について示せということでございます。年間計画につきましては、それぞれ今年度については4月を除いて5月から3月まで、各種税に対しての納期が設定されております。

まずは、納税通知書を発布してから納付されなかった者に対しての督促状発布、さらに催告書の発布、そしてそれらに催告書を出しても滞納部分、また過年度の滞納についても徴収しながら、また納税者を市の方に呼びまして、納税に対する相談を実施していくということで、職員による臨戸徴収を毎月実施します。さらには、平日、昼間だけの時間内ではなくて、夜間徴収にも出たいということで、毎月2日以上職員による夜間徴収も計画しております。

さらには、固定資産税等、市外、県外納税者についても相手の方との納税相談、また電話等による催告も含めて、連絡をとりながら、徴収にも毎月2日以上出るということで対応していきたいと思えます。ただ、東京方面に行きますと、それなりの運賃等もかかります。ですから、なるべく確実なところを目指していくのと、その周りにあるほかの人たちのところに行って、通知を置いてくることも、税金を徴収するだけではなくて、来たというあかしを残すことも非常に大事

なことだと思いますので、そういうことに対しても積極的に進めていきたいと思っています。

千葉県税務事務所等と毎月2回、高額滞納者に対する合同の徴収を計画をしております。

もう一点、先ほどと関連しますが、滞納整理の中で全庁体制ということも言われております。このことについては、かねてから市の方針で全職員でといいますか、現在では主事以上の職員になりますけど、職員によって徴税する体制を整えております。今年度におきましては、まず課長職については1人当たり年間、日中で1日、夜間徴収に2日間、係長から主事までの職員については年間2日間の臨戸を収納課の方で計画を立ててお願いします。さらに、昨年までは全職員を3班に分けて3回のうちの2回ということで実施をしておりましたが、それですと1期目がほとんど重なってくるので、ことしはさらに細分して4班体制にして、4回のうちの2回を実施していただくということに計画をいたしました。

以上で終わります。

○議長（水野正美君）次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君）私の方からは平成18年度歳出予算の執行計画について申し上げます。まず、第1四半期でございますが、32.2%、第2四半期が23.4%、第3四半期が20.6%、第4四半期が23.8%であります。以上です。

○議長（水野正美君）次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君）行政改革の関連についてお答えいたします。

まず初めに、17年度の実施状況ということですが、17年度の行政改革の実施計画に基づきます成果等につきましては、現在、各課に調査をしている状況であります。今月末にはその実績等がまとまるというふうに考えております。

行革大綱2005、18年度の実施計画に関係するものでありますが、全部で62項目ございます。市では毎月の課長会を行っているわけですが、本年度は、課長会での協議事項の重点を行革大綱2005の項目の協議というふうにさせていただきました。実際に5月から5、6、2カ月やったわけですが、この実施計画の項目ごとに、すべて市長初め課長以上の職、全員ですが、その状況につきまして、まず取り組みの方針、調査内容、検討状況、実施状況等につきまして毎月協議をさせていただいております。具体的には、18年度の状況、進・状況等については、そういう中で把握をしていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（水野正美君）次に、藤江企画課長。

○企画課長（藤江信義君）お答え申し上げます。広域ごみ処理施設の関係のご質問でございますけれども、夷隅郡市広域市町村圏事務組合では平成14年3月に平成14年度から5カ年間であります18年度までの第3次の5カ年計画を策定をしておるところでございます。その計画の中には、広域ごみ処理施設につきましては平成14年度から行って、19年度に稼働開始というような位置づけで計画してあるわけですが、実質的には現在、事務はとまっております。そのための御宿町、あるいは旧大原町からの派遣職員も派遣もとに戻っておるというような状況でございます。

こういう中で、第4次として平成19年度からの5カ年計画を今年度から計画について検討に入ることになるわけですが、このごみ処理施設等につきましても、当然、大きな事業でございますので、広域あるいは2市2町の清掃関係の担当課、あるいは企画課等の組織によって、今後、検討が加えられるものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、三上都市建設課長。

○都市建設課長（三上鉄夫君）アスベストの処理対策の状況について申し上げます。市におきます調査対象施設といたしましては 108施設ございました。そのうちアスベストの不使用施設が 102施設でございました。アスベスト使用施設といたしましては、6施設が確認されたところであります。

その6施設の処理対策状況でございますが、上野小学校につきましては、本年の1月30日、2月6日に固定化の作業を実施し、完了いたしております。また、勝浦市民会館におきましては、2月14日に囲い込み工事を実施し、完了しております。

特別養護老人ホーム総野園につきましては、本年の1月27日に囲い込み工事を完了し、終了しております。清海小学校につきましては、17年10月24日に飛散防止対策を実施し、完了しております。

今回の行川小学校、また興津中学校につきましては、行川小学校が階段裏と屋外の便所天井、興津中学校が階段裏と機械室の天井ということで、この小学校、中学校につきましては、本年の1月11日から12日にかけて、この箇所を応急的にシートで修復いたしまして、空気中への飛散防止措置を実施済みでございます。本年の夏期休業期間中にアスベスト除去工事を実施するという予定を立てておりまして、今回お願いをするものであります。この両小学校、中学校が完了いたしますと、本市のアスベスト処理対策の施設はすべて完了となります。以上です。

○議長（水野正美君）次に、渡辺教育課主幹。

○教育課主幹（渡辺宗七君）お答えします。先ほど、業務委託料、また維持補修工事費ということで、別にしているということでございますが、これにつきましては、管理業務関係につきましては設計書どおりに進められているかどうか監督するというような意味でございます。

また、文字どおり工事関係については、実際、アスベストの除去をするという工事でございますので、これを一緒にしますと、ないと思いますが、もし手抜き等があった場合に、それを監督できないというようなことでございますので、アスベスト等については大変危険でございますので、監理と工事ということで業務委託ということで分けて考えておるということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）ご丁寧なご答弁を賜りましたので、あえてお尋ねすることもないわけですが、答弁が若干漏れたといえますか、お答えにならなかった点もありますので、お伺いいたしますが、歳入の市税の調定額に対する収納率が平成17年度は 77.18%ということで数字のお示しがあったわけですが、18年度はどの程度の目標を設定して取り組んでいくのかという観点からのご答弁はなかったわけですね。前年が76.4%、これは平成16年度ですね。したがって、17年度は1.14%収納率が伸びたということで、努力の結果が数字にあらわれてきているわけですが、18年度における努力目標といえますか、数値目標について設定されているとするならば、その数値についてお示し願いたい。数値目標が設定されていないとするならば、今後、当然のことながら、数値目標を設定して取り組んでいくということになろうかと思いますが、その辺の決意等も含めた見解についてお示しいただきたいと思っております。

広域のごみ処理施設計画の関係であります。そうしますと、18年度は19年度からの5か年計画へ向けて検討の時期に入ることとなりますが、当然、各市町の担当者等が集まって、そ

これから検討が進められていくということになるかと思うわけですが、先ほど申し上げた5点ほどの点について、その検討の中で当然、市として検討していくにしても、18年度までの計画の中に盛り込まれていた内容とは、全く角度を変えた取り組みをしていく必要があるのではなかと、こういう前提でお尋ねしておりますので、この辺についてご説明いただきたいと思います。

アスベストの関係であります。清海小学校が昨年10月24日、飛散防止対策を講じたということですが、アスベストの調査結果によりますと、実際は清海小学校は問題がなかったということをお聞いているところでありますが、そうなりますと、昨年10月24日行った事業というのは、先行して心配して取り組んだということにしても、むだであったのかなと、こうも考えられるわけですが、この実態について、検査結果、数値を示して、飛散防止の囲い込みをしたと思いますけれども、その工事を行う必要性のあったデータが出たのかどうか。もし、そのデータが心配ない、法律上といいますか、国の指導下にあつて、施行しなくても済んだ事業とするならば、その事業を行った責任はだれがどうとるんですかという問題があるわけです。したがって、この点について具体的にご説明いただきたいと思います。

今、主幹より、確かに事業を行うに当たって、他の事業にしてもそうですけれども、設計者がいる。その設計を監理する者がいて施工する者がいる。一般的には、行政のやる仕事は大体分けていますけれども、最近では一体的に取り組むという手法を講ずるようになってきたとも聞いているのです。このアスベスト工事につきましては、撤去工事は特殊な業者が取り組む事業でありますから、したがって、その特殊な事業を行う事業者については特定しておりまして、その特定の業者は一体的に取り組むというのが一般的であろうかと思うわけですが、それをあえて別枠として発注するということになると、その発注する先の業者は当然、複数検討されていると思いますが、見積もりをとったりなんかしますからね。どういう業者を考えているのか。設計をする業者と監理委託をする業者、施行する業者、仕分けをして考えられている業者についてご説明いただきたいと思います。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木克巳君）お答えいたします。平成18年度収納率の目標ということですが、先ほどの答弁の中で17年度の収納状況をもう少し詳しく申し上げますと、現年課税分で96.63%、滞納繰越分が13.25%、全体の合計で77.18%です。それが17年度の収納率でございますが、それらを踏まえて18年度については現年で97.8%、滞納繰越分で16%、全体では78.1%を目標にしております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、藤江企画課長。

○企画課長（藤江信義君）お答え申し上げます。広域ごみ処理施設の関係の建設予定地、建設計画、あるいは収集運搬、住民要望、あるいは見通し、5点ほどご質問ありましたが、いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、18年度から具体的に検討をしませんと19年度からの第4次の5か年計画ができないわけでございますので、その中で第3次の計画の中で計画したものができてないということでございますので、角度を変えた検討が必要であるというふうに認識しております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、三上都市建設課長。

○都市建設課長（三上鉄夫君）お答えいたします。清海小学校のアスベストの処理対策につきまし

ては、議員、ご意見がありましたが、分析に出す前に担当者によって目視調査を行い、平成17年11月11日に着工し、ビニールシートと石膏ボードを用いまして囲い込み工事を行ったところですが、分析の結果、含有率は1%未満ということで撤去まではという結論でございますので、この囲い込み工事は適切であったのではないかというふうに私の方は確認し、またそのように思っているところであります。以上です。

○議長（水野正美君）次に、渡辺教育課主幹。

○教育課主幹（渡辺宗七君）お答えします。まず、設計書についてでございますが、設計書の方は既に3月にできておる実態でございます。監理業務につきましては、設計書をつくった業者と一緒にすることは考えられますが、そのことも含めて検討していきたいと思っております。

なお、工事につきましては、この補正予算案が通りましたら、いろいろ入札等考えまして検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）清海小学校のアスベストの囲い込み工事を行ったことについて、結果的に1%未満、その1%未満、どういう数値か明確でありませんが、現状、国の指導下では撤去、囲い込み、その他の工事を求められる内容ではないですね。要するに、やらなくてもいいわけです。結果的に、データが出る前にやってしまったわけですから。けれども、その1%未満という数値はどうだったのか。要するに、数値が明確になった段階での工事ということであれば、恐らく、市の方は事業を実施しなかったと思います。現に1%未満の数値のところは、実際、事業をやりませんでしょう。1%未満であるけれども、事業実施の計画を考えている、あるいは実施したという箇所はありますか。ないわけです。ですから、こういってしたことについて、市民の血税を使って事業を実施する以上は、むだをなくしていく、こういう大前提で効率のよい事業実施に組み込んでいかなければならないと思うわけでありまして。反省すべきは反省して、教育行政を推進していただかないと困るわけでありまして。教育行政推進の責任者でもあります教育長、結果、終わってしまったことでありますけれども、それらを踏まえて、今後の問題としてむだのない、効率のよい行政推進を図っていただきたいと思うわけでありまして、見解について承りたいと思います。

藤江企画課長に再度お尋ねするわけでありまして、5点のほかにもう一点つけ加えますと、収集量の積算が14年から18年の計画の中では、勝浦市がかなり高い水準にあつて、したがって、事業計画の中での勝浦市の負担金の額が非常に高くなってしまう、こういう計算数値で積算された計画になっていたわけです。今は、ごみ処理につきましても、各家庭から出すごみの量もかなり減ってきていると思いますが、したがって、ごみの数量等についても他市町対比の中で正確な数値を出して、その上で各市、町の負担金の割合を決めていくということについても十二分検討をしていただきたいと思います。前の計画では、特に勝浦については夏季に集中している。そこに照準を合わされたという点も問題であったわけでありまして、そういうことのないように、年間を通しての数量数値で積算するというのを考えて計画を立案していただきたい、そのように、これは要望しておきます。以上です。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。松本教育長。

○教育長（松本昭男君）お答えいたします。経緯につきましては、検査機関から清海小学校についてはアスベストを含んでいるという報告を受けました。含んでいるということは、言ってみれば、

基準であります1%を超えているということだと私たちは解釈いたしました。したがって、そういう状況であれば、早急に対応しなければいけないということで、囲い込みの工事を行いました。その後、分析結果が1%以下であって、必要性がないということを理解いたしました。したがって、私どもについても、確かに勉強不足であった点是否めないというふうに思っております。今後は、そういう点については十分注意をしていきたいというふうに思っております。

ただ、1%以下であってもアスベストが含まれていることは事実でありまして、これはできるだけ、学校は次代を背負う子供たちの勉強する場でありますから、十分注意をしていかなければいけない場ありますから、その健康を守るという意味で囲い込みの工事をするということは、私は必要なことだろうというふうに思っています。ある情報によりますと、近隣の市町村で体育館にアスベストが吹きつけられている。これについては、1%以下である。それはそのままに放置するということを聞いたことがあります。ただ、そういう状況の中で、保護者が大変に不安に思っているというようなことも伺っております。したがって、私たちは子供たちの安全を守るために、できるだけ努力するのが大切と考えます。そういう意味からいいますと、清海小学校の工事については確かに勉強不足な点ありましたが、必要な工事ではなかったかなというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第42号は総務常任委員会へ、議案第43号及び議案第44号は教育民生常任委員会へ、議案第45号は建設経済常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

請願・陳情の委員会付託

○議長（水野正美君）日程第2、請願・陳情の委員会付託であります。

今期定例会において受理した請願・陳情は、お手元へ配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

休会の件

○議長（水野正美君）日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明6月10日から6月15日までの6日間、委員会審査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、6月10日から6月15日までの6日間、休会することに決しました。

散 会

○議長（水野正美君） 6月16日は午後1時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。
なお、各委員会は会期日程表に基づきまして、付託事件の審査をお願いいたします。
本日はこれをもって散会いたします。

午後2時33分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第36号～議案第45号の上程・質疑・委員会付託
1. 請願第1号～請願第4号、陳情第4号の委員会付託
1. 休会の件